

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【公開番号】特開2009-131308(P2009-131308A)

【公開日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2009-024

【出願番号】特願2007-307655(P2007-307655)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月26日(2010.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御基板を収容する基板ボックスを備え、

該基板ボックスが、前記制御基板の一方面に対向する一方対向板を有する第1ケースと、前記制御基板の他方面に対向する他方面対向板を有する第2ケースと、を有するとともに、

その第1ケースと第2ケースとが、互いに係合された状態を維持しながら前記制御基板の一方面または他方面に対する平行方向にスライド移動して開位置と閉位置とに変化し得るよう構成された遊技機であって、

所定の用途に用いられる部材であって、前記第1ケースの一方対向板の外側に取り付けられる付加部材と、

前記基板ボックス内に配置され、前記付加部材が前記基板ボックスに取り付けられた状態においてその取り外しを防止する保持状態と取り外しを許容する許容状態とに変化可能な操作領域とを備え、

前記第2ケースの他方面対向板は、前記第1ケースと第2ケースとが閉位置にあるときに前記操作領域に対向する部位を避けて、該部位から当該第2ケースの反スライド方向へ向けてスライド移動の最大距離と同じかまたはこれよりも小さい所定距離だけ離した部位に、操作孔が形成され、

前記制御基板は、前記第1ケースと第2ケースとをスライド移動させ前記操作孔を前記操作領域に対向させたときに前記操作孔と前記取付部との間に介在しない状態で前記第1ケースまたは第2ケースのうちいずれかに固定され、

前記第1ケースと第2ケースとが閉位置にあるときには前記操作孔から前記操作領域を操作する行為が防止される一方、前記第1ケースと第2ケースとをスライド移動させ前記操作孔を前記操作領域に対向させたときに前記操作孔を通じて前記操作領域を操作可能に構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記付加部材は、遊技を統括制御する主制御基板と電気的に接続される所定の電気部品を保持する保持部と、該保持部により前記所定の電気部品が保持された状態から前記付加部材に痕跡を残すことなく保持状態を解除することができないように規制する封止部と、を有する電気部品封止ユニットであることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記制御基板の一方面は、所定の電気部品が取り付けられている面であることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記制御基板は、前記制御基板に取り付けられている所定の電気部品が当該制御基板と前記第1ケースとにより覆われるよう、前記第1ケースに取り付けられていることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の遊技機。